# ケアハウス管理規定

この管理規定は、ケアハウス入居契約書(以下「入居契約書」という。)に基づき定められたもので、ケアハウス阿見翔裕園(以下「甲」という。)及び入居者がその適用を受ける。

(目 的)

第1条 この規定は、当施設の管理運営について必要な事項を定め、業務の適性かつ円滑な執行と老人福祉の理念に基づき、入居者の生活の安定並びに生活の充実を図ることを目的とする。

(管理運営方針)

第2条 当施設の管理運営については、ケアハウスが入居者の生活の場であること を踏まえつつ、高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性 の尊重を主体として、入居者が明るく、心豊かに生活できるよう、配慮していく ものとする。

(定 員)

第3条 当施設の定員は15名とする。

(利用資格)

- 第4条 当該施設の利用資格は次の各号に該当するものとする。
  - (1) 年齢は原則として60歳以上であること。
  - (2) 自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者で、家族による援助を受けることが困難な者。
  - (3) 伝染病疾患及び精神的疾患等を有せず、かつ問題行動を伴わない者で共同生活に適応できる者。
  - (4) 各種サービスを利用することにより、自立した日常生活を送れる者。
  - (5) 生活費に充てることができる資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料が負担できる者。

(職員及び職務)

第5条 甲は、国の定める「軽費老人ホーム設置運営要綱」に示された所定の職員 を配置し、職員は、当施設の設置目的を達成するための必要な職務を行う。

## 職員の配置状況

当施設では、ご契約者(入居者)に対して施設サービス提供の職員として、以下の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	配 置 数	職務	勤務時間等他
施設長(管理者)		所属職員を指揮監督し、施設の業務	特別養護老人ホーム、デイサービス
	1	を統括するものとする	センター、兼務
			月曜~金曜 9:00~18:00
生活相談員	1	入居者の生活向上に必要な生活指	日曜~土曜 9:00~18:00
		導、相談、援助等に従事する	
介護職員	1	入居者の生活の援助を行う	日曜~土曜 9:00~18:00
栄 養 士		栄養士の献立による、入居者の健康	特別養護老人ホーム、デイサービス
	3	と栄養を考慮した食事を毎食提供	センター、兼務
		する	日曜~土曜 9:00~18:00

なお、生活相談員・介護職員は、夜間帯はおりません。

(入 居)

- 第6条 入居を希望する者は、次に掲げる書類を設置者に提出しなければならない。
  - (1) 入居申込書
  - (2) 住民票
  - (3) 前年度の収入を証明できる物
  - (4) 前年度の必要経費(医療費・介護保険利用料の自己負担分など)を証明できる物
  - (5) 健康診断書
- 2 設置者は、入居申込者の入居の可否について判断をし、入居の申込みがあった日から20日以内に入居の可否について連絡するものとする。
- 3 入居にあたっては、入居申込者及び身元保証人、返還金受取人と施設長とが入 居契約書を持って入居契約を取り交わすものとし、又、契約書に付随して、本管 理規定についても詳細を入居申込者に説明するものとする。

(利用料)

- 第7条 入居者は、利用料として別表に定める月額利用料を、翌月分として、翌月 27日までに甲の指定する方法で支払うものとする。
- 2 入居または退居に伴って、1ヶ月に満たない期間利用した場合の利用料は、日割り計算によって清算するものとする。
- 3 利用料の支払方法は、口座振替とする。
- 4 事務費の減額を希望する者は、入居時及び翌年度以降1回、入居者自身の収入 等に関する挙証資料を添付し、施設長に対して申請を行うものとする。

(専用居室)

- 第8条 居室の清掃、日常的な維持管理は入居者が行うものとする。又、居室のゴミ、廃棄物については、入居者が定められた場所まで運搬することを原則とする。
- 2 居室において、練炭、火鉢、石油ストーブなど火気類の使用を安全面から禁じる。

(共用施設・設備)

- 第9条 共用施設・設備の利用時間や生活ルールなどは、施設長と運営懇談会との間で協議の上決定するものとする。
- 2 入居者は、共用施設・設備等、専用居室以外の決められた場所に私物を置いて はならない。
- 3 共用施設・設備等の清掃、維持管理は施設職員が行うものとする。

(相談、助言)

第10条 施設職員は、入居者から生活全般の諸問題について相談を受けた場合は、 誠意を持って対応し、適切な助言を行う。又、必要に応じて各種サービス等との 十分な連携を図り、その有効な利用について積極的に援助を行うものとする。

(食事の提供)

- 第 11 条 施設は、入居者に対して毎日、栄養士の献立による栄養バランスを考慮した、高齢者の健康に配慮した食事を3食提供するものとする。
- 2 食事時間は次の通りとする。
  - (1) 朝食 7:15~
  - (2) 昼食 11:45~
  - (3) 夕食 17:45~
- 3 予め欠食する旨の連絡があった場合には、食事を提供しなくてよいものとする。
- 4 食事の場所は原則として食堂とする。但し、入居者が自分で運搬を行うか自分

- の管理のもとに運搬をし、かつ原則として前項に掲げる食事時間内に食器を返却 する場合は、居室で食事をとることはさしつかえない。
- 5 毎日のメニューは週末に翌週のメニューを明示するものとする。

#### (入浴準備)

- 第12条 入浴は、週3回以上とし、施設職員が入浴の準備を行う。
- 2 入浴の時間は、10:00~17:00
- 3 入浴に際しては、他の入居者も利用することを考え清潔の維持に留意する。
- 4 入居者は、伝染性の疾患等の疑いがある場合は、速やかに職員に相談し、その 指示に従うものとする。

### (緊急時の対応)

- 第13条 入居者は、身体の状況の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする 状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応 を求めることができるものとする。
- 2 職員はナースコール等で入居者から緊急の対応の要請があった時は、速やかに 適切な対応を行う。
- 3 入居者が、予め近親者等緊急連絡先を届け出ている場合は、医療機関への連絡 と共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行う。

#### (在宅サービス等の利用)

- 第 14 条 施設は、入居者が身体状況変化等によって日常生活上の援助を必要とする状態になった場合は、ホームヘルプサービス等の在宅サービスを利用できるよう、連絡等の必要な対応を行うものとする。
- 2 前項の場合、利用はあくまで入居者自身の判断で行うものとし、利用について の責任は問わない。
- 3 第1項に伴う費用は入居者の負担とする。

#### (自主活動への協力)

- 第 15 条 入居者は、施設の共用設備を使って自由に趣味教養活動や自主的なクラブ活動、行動を行うことができるものとする。
- 2 前項の場合、必要な費用は参加者が負担する。
- 3 第1項に関して、施設職員は自主活動の趣旨を損なわない範囲で助言や援助を 行うことができる。

(保健衛生)

- 第16条 入居者の定期健康診断は年1回以上行い、その記録を保存する等日常に おける健康管理に配慮することとする。
- 2 入居者の健康保持に当たり、高齢者特有の疾病防止に努めるものとする。
- 3 入居者に対し随時保健衛生知識の普及、指導を行うものとする。

(外 泊)

第 17 条 外泊するときは、事前に宿泊先及び帰着予定日等を施設長に届け出るものとする。

(部外者の利用)

- 第18条 外来客を宿泊させるときは、予め施設長に届け出るものとする。
- 2 一時的な疾病等による看護または介護が必要になった為に、近親者等を居室に 宿泊させる場合は、原則として施設長に届けるものとし、施設長と入居者との相 談の上その期間を定める。
- 3 希望する日の1日前までに施設長に届け出れば、外来客に対しても食事を提供 するものとする。但し、実費として別途定める食事代を負担する。

(災害、非常時への対応)

- 第19条 消火設備、非常放送用設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設ける と共に非常災害等に対して具体的な防災計画・非難計画等を立て、入居者も参加 した訓練を年2回以上実施するものとする。
- 2 入居者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいたときは、ナースコール 等最も適切な方法で、施設職員まで事態の発生を知らせる。

(小動物の飼育)

第20条 入居者は、施設長の許可を受けた場合、専用居室において小鳥、魚類の動物の飼育をすることができる。但し、許可を受けた場合であっても、他の入居者の迷惑となる場合は許可を取り消す。

(政治・宗教活動の禁止)

- 第21条 当施設は、一切の政治的活動及び宗教活動を行わない。
- 2 入居者は専用居室以外の場で、一切の政治的活動及び宗教活動をしてはならない。 い。又、他の入居者にそれらの活動への参加を強要してはならない。

(入居者心得)

- 第22条 施設は、別に定める入居者が守るべき入居者心得を入居者に配布し、その趣旨を十分に周知徹底しなければならない。
- 2 バルコニー

バルコニーは他の入居者のプライバシーに十分注意して利用すること。

- 3 テレビ・ラジオ等音響機器の利用 テレビ・ラジオ等音響機器の夜間における利用は、他の入居者の迷惑にならない よう音量を落として利用すること。
- 4 施設長の許可を得て行った部屋の模様替えなどについては、退居時に原状に復するものとする。

(運営懇談会)

- 第23条 ケアハウス入居契約書第4条 (運営懇談会) に基づき運営懇談会を設置 するものとする。
- 2 運営懇談会の設置、運営については、別に定めるケアハウス運営懇談会細則に よるものとする。

(高齢者虐待に関する事項)

- 第 24 条 施設は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置 を講じるものとする。
  - (1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、 その結果について従事者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止の為の指針を整備する。
  - (3) 従事者に対し、虐待の防止の為の研修を定期的に実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
  - 2 事業者は、サービス提供中に当該事業所従事者又は、擁護者(利用者の家族等 高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場 合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(改正の手続き)

第24条 この規定を改正、廃止しようとするときは、運営懇談会の意見を聴くものとする。

附 則 この規定は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 この規定は、平成27年8月27日から施行する。

附 則 令和3年4月1日 一部改正